

鏡石町下水道事業経営戦略

計画期間 平成 29 年度～38 年度

平成 29 年 3 月

鏡 石 町

目 次

第 1 章	経営戦略策定の趣旨	1
第 2 章	下水道事業の現状と課題	
	(1)行政人口	1
	(2)下水道の役割	1
	(3)下水道事業の現状	2
	(4)下水道施設	3
	(5)災害・危機管理の強化	4
	(6)公共下水道事業の経営	4
	(7)不明水の実態把握	6
	(8)流域下水道維持管理負担金	6
	(9)住民サービス	7
	(10)職員の状況	7
第 3 章	経営戦略策定期間	8
第 4 章	経営の基本方針	8
第 5 章	投資・財政計画	
	(1)投資についての説明	8
	(2)財源についての説明	9
第 6 章	経営健全化の取り組み	
	(1)使用料等の収入確保	9
	(2)水洗化促進	10
	(3)ストックマネジメント導入による効果	11

鏡石町下水道事業経営戦略

福島県鏡石町

第1章 経営戦略策定の趣旨

当町の公共下水道事業は、昭和54年に事業着手して以来、順次整備を進めてきました。公共下水道事業は、鏡石駅東第1土地区画整理事業の他事業関連区域や私道等の区域を除き、平成39年完了を目途に整備を進めています。農業集落排水事業は平成10年に事業完了し、両事業ともに今後は維持管理や改築更新に重点を置いた経営の時代に入ろうとしています。

この経営戦略は、公共下水道事業・農業集落排水事業をあわせたものとし、人口減少や節水機器普及等の社会情勢の変化に適切に対応し、経営の基盤を強化し、安定した事業運営を行うために策定いたします。

第2章 下水道事業の現状と課題

(1)行政人口

当町の人口は、平成27年度国勢調査の結果では12,486人であり、国立社会保障人口問題研究所の推計では今後の人口は減少を続けると予想されています。そこで、当町では人口減少の傾向が鮮明となっているなど、人口をめぐる課題への対応が急務であることを踏まえて、鏡石町独自の「人口ビジョン」を平成28年3月に策定しました。町の人口ビジョンでは、施策の効果を見込んだ推計人口として平成39年には約12,500人としています。

(2)下水道の役割

下水道は、町民が健康で安全かつ快適な生活を送るうえで必要不可欠な都市基盤施設であり、具体的には次に掲げる役割を果たしています。

I 生活環境の改善（汚水の排除）

- ① 汚水が速やかに排除されると汚いドブや側溝がなくなり、ハエや蚊の発生を防いで伝染病等の心配もなくなり、生活環境の向上が図られます。
- ② 水洗トイレが普及することにより、衛生的で快適な生活を送ることができます。

II 公共用水域の水質保全

家庭や工場からの汚水を、下水道の処理場できれいにしてから放流することにより、川や海などの公共用水域の水質保全が図られます。

III 浸水の防除（雨水の排除）

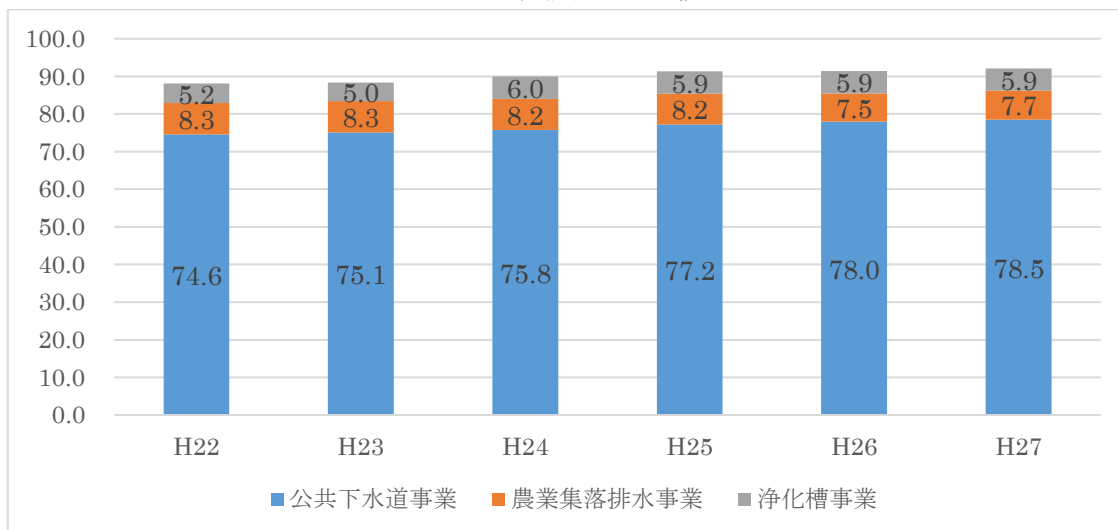
雨水管を整備することにより雨水をすばやく取り込み、浸水を防ぐことができます。

(3)下水道事業の現状

I 下水道の普及状況

平成27年度末における普及状況は、公共下水道事業で78.5%、農業集落排水事業で7.7%、浄化槽事業で5.9%の計92.1%となっており、管渠整備を順次拡大しながら普及を進めています。

下水道普及率の推移 (%)

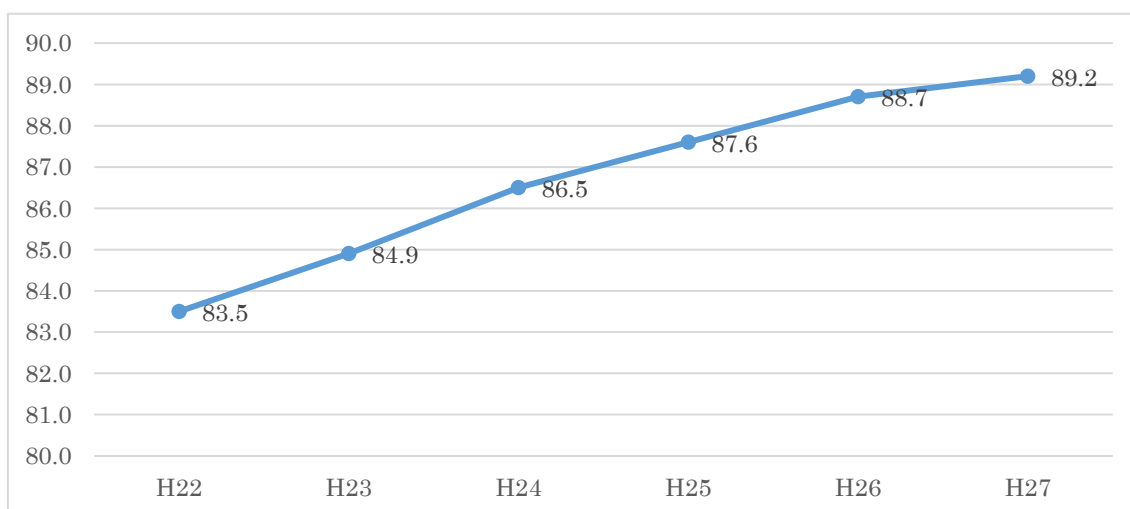


II 水洗化の状況

平成27年度末における水洗化普及状況は、公共下水道事業で89.2%、農業集落排水事業で88.4%、浄化槽事業で100%の計89.8%となっています。

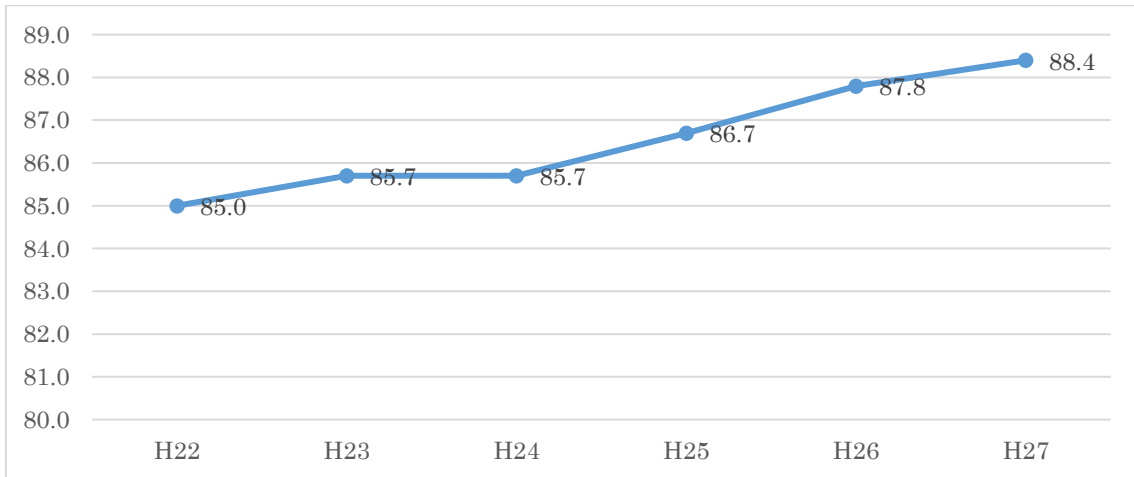
福島県内における他市町村と水洗化率を比較すると高い割合となっています。

水洗化率の推移 (公共下水道事業) (%)



水洗化率の推移 (農業集落排水事業)

(%)

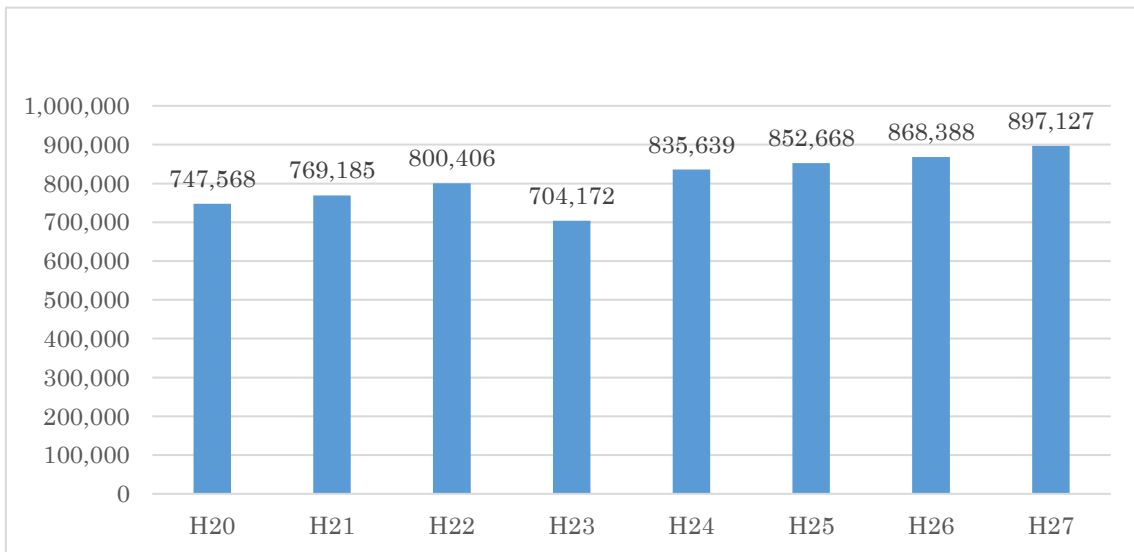


Ⅲ 使用水量の状況

下水道使用料の対象汚水量である有収水量は、平成23年のみ東日本大震災の影響により減少していますが、年々増加傾向にあります。水洗化を促進することにより水洗化率が増加する一方で、町民の節水意識の高まりや節水機器の普及に伴い、大幅な増加は見込めない状況にあります。

有収水量の推移 (公共下水道事業)

(m³)



(4) 下水道施設

当該事業は平成6年に一部供用開始となり、平成39年事業完了を目途に順次、整備運営を図っています。阿武隈川上流流域関連公共下水道事業として近隣3市2町との広域化により、公共下水道は流域下水道(阿武隈川上流流域県中処理区)へ接続。複数市町で処理場の運転管理業務・汚泥処理等の共同発注することにより維持管理コストの削減を図っています。

農業集落排水は町内の成田浄化センター・深内浄化センターへ接続しています。

(5)災害・危機管理の強化

当町では平成 26 年に「鏡石町地域防災計画」を策定しました。その中で、水害予防対策として、水量の調整などの日常の適切な管理と併せ、危険施設については監視体制を強化するなどの措置をとることとしています。また、災害が発生した場合は、被災した下水道施設の特定を行い、影響を受ける範囲を把握し町民に周知するとともに、防災計画により応急対策を実施します。

(6)公共下水道事業の経営

当町の下水道事業は、生活環境の改善、浸水対策、河川等の水質保全を基本的な役割として平成 5 年に事業着手し、流末は阿武隈川上流流域下水道に接続しているほか、分流式で汚水処理をしています。事業当初は水洗化普及促進のため使用料を低く抑えていましたが、元利償還金のピークを迎えることと一般会計からの繰出金の増加、それに基づく繰入基準の見直し等を考慮すると財源確保が厳しい状態となり、平成 19 年に料金改定を行いました。事業開始から 20 年が経過し、平成 27 年度末の公共下水道の整備面積は 280.5 ha、整備率は 68.1% となり、既存地はほぼ完了しています。鏡石駅東第 1 土地区画整理事業区域 56.1 ha については第 5 次総合計画により整備中であり、開発者負担、受贈財産として検討を進めていきます。維持管理面においては、施設の老朽化に伴い長寿命化対策が必要な時期となっています。維持管理に多額の費用が見込まれる中、町区画整理事業による開発人口の増加を考慮しても節水機器普及による有収水量の減少等により使用料収入はほぼ横ばいと見込まれ、経営状況が厳しい状態になると予想され、使用料の料金改定が必要となります。

農業集落排水事業では、公共下水道整備済接続地点まで管渠延長が 2.7 km あり、また逆勾配ともなるため、接続をする場合は多額の費用が見込まれます。

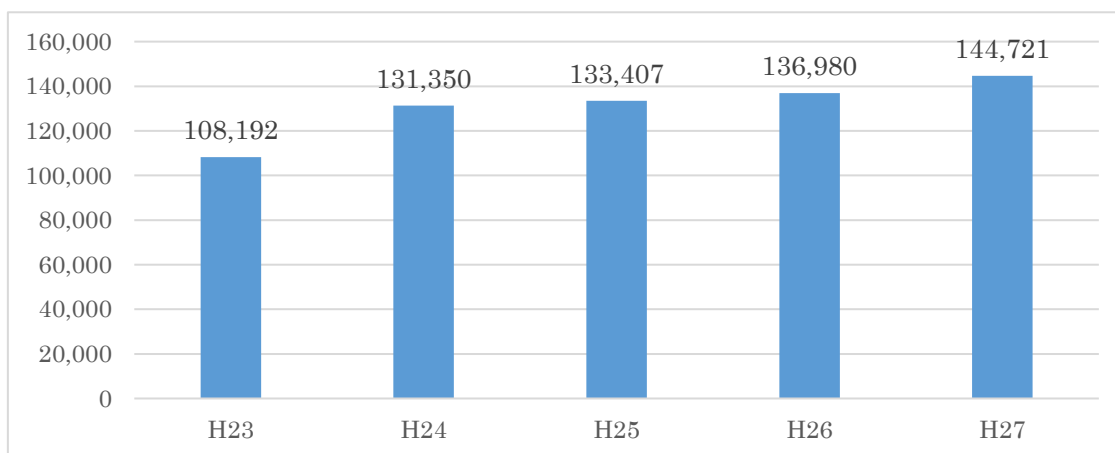
鏡石町における下水道使用料（過去 3 年度分）

条例上の使用料 (20 m ³ あたり)	平成 25 年度	2,764 円
	平成 26 年度	2,764 円
	平成 27 年度	2,764 円
実質的な使用料 (20 m ³ あたり)	平成 25 年度	3,105 円
	平成 26 年度	3,131 円
	平成 27 年度	3,188 円

※料金収入の合計を有収水量で除した値に 20 m³を乗じたもの（業務用含む）

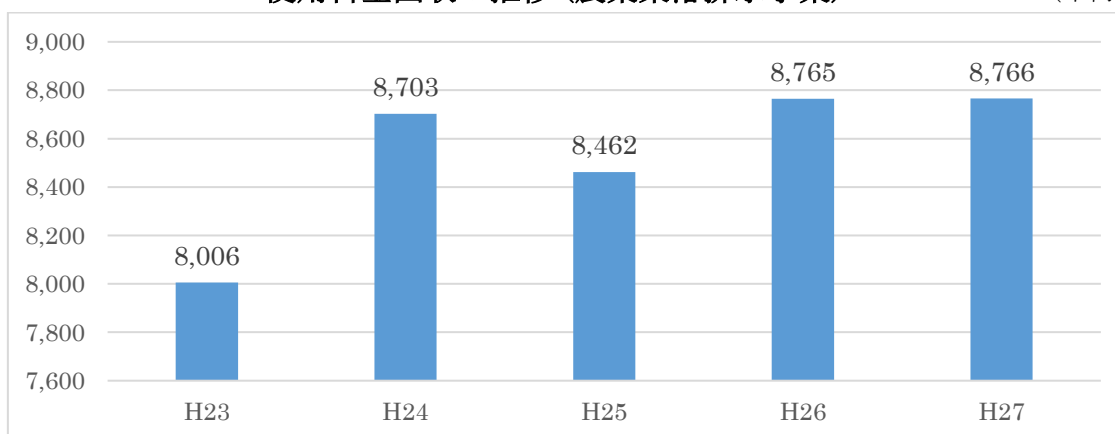
使用料金回収の推移（公共下水道事業）

(千円)



使用料金回収の推移（農業集落排水事業）

(千円)



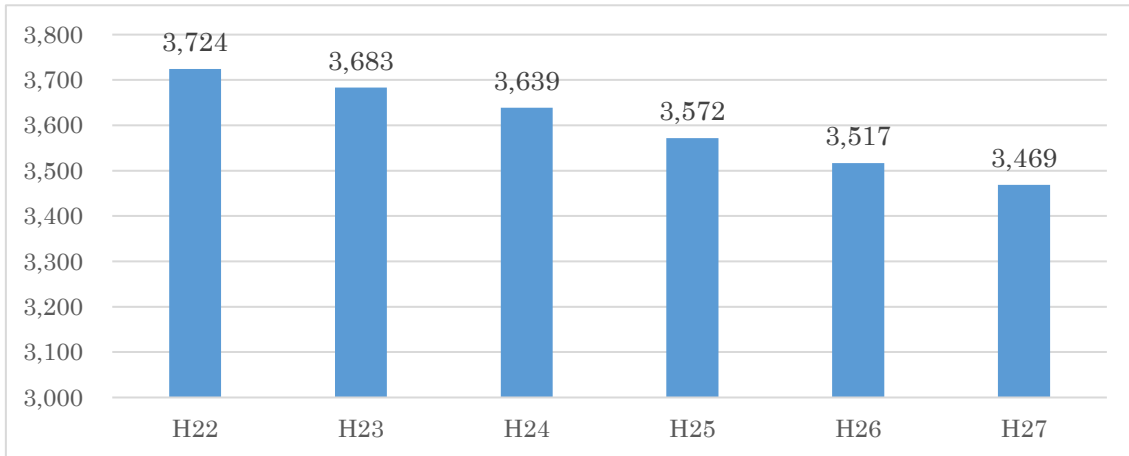
使用料の回収率

(%)

	H23	H24	H25	H26	H27
下水道使用料回収率	98.67	99.13	99.08	99.10	99.04
農集排使用料回収率	99.36	99.59	99.58	99.83	99.62

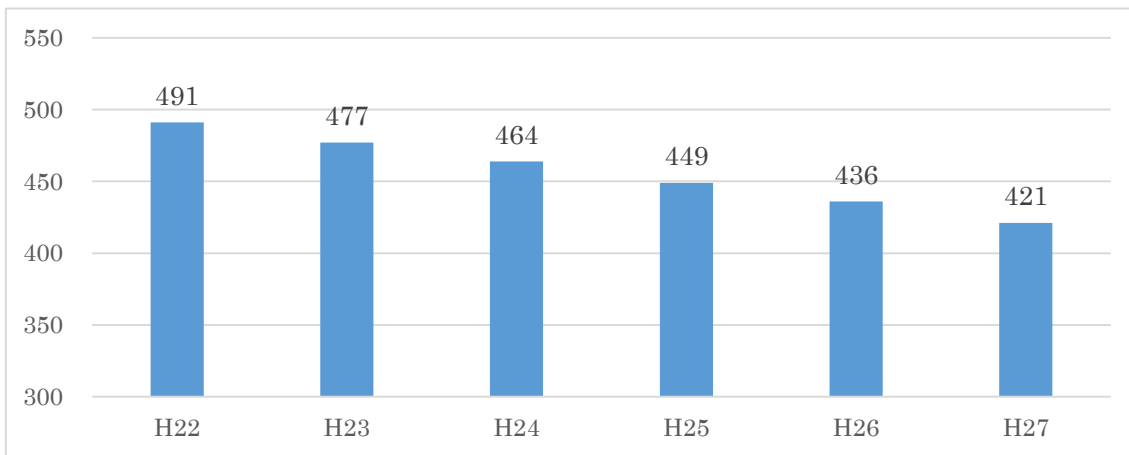
地方債残高の推移（公共下水道事業）

（百万円）



地方債残高の推移（農業集落排水事業）

（百万円）



（7）不明水の実態把握

不明水とは、総処理水量から雨水処理水量及び有収水量を除いたものです。下水道においては、管渠の接続部分、マンホール等からある程度の不明水が流入することはやむを得ないものでありますが、管渠等からの不明水は処理経費がかさむ原因の一つとなります。平成23年の東日本大震災による管渠破損等により不明水が増加しましたが、平成24～27の災害復旧工事により不明水の割合は減少しています。日頃から処理場施設への流入データと降雨データの比較により、雨水による影響なのか、管渠破損等の影響なのか実態を把握し、費用対効果等を総合的に検証しながら適切な対策を講じる必要があります。

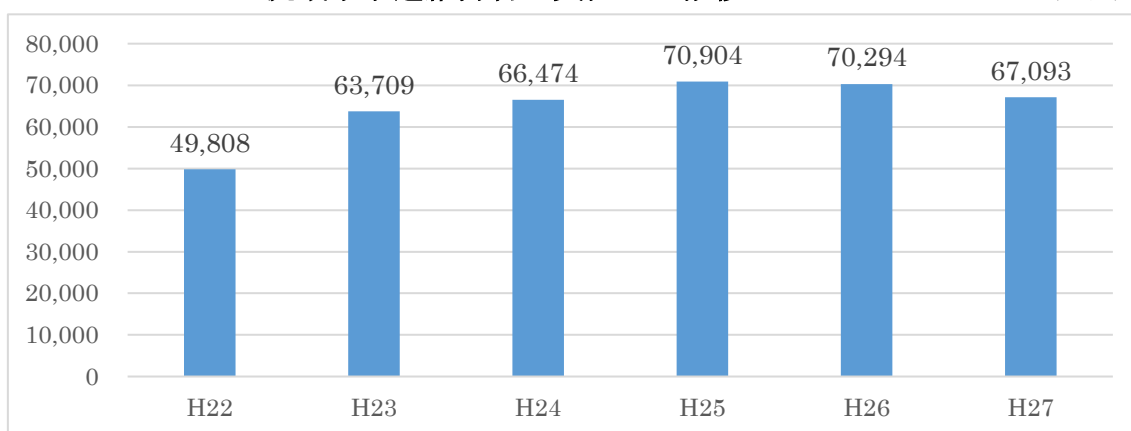
（8）流域下水道維持管理負担金

当町の公共下水道は汚水管渠の流末を阿武隈川上流流域下水道に接続しており、流域下水道管理者（県知事）が汚水の処理をしています。県中浄化センターにおける汚水処

理に係る費用については、県中処理区を構成する 3 市 2 町がそれぞれ排出している汚水量に応じて負担しています。

流域下水道維持管理負担金の推移

(千円)



(9)住民サービス

使用料について、上水道使用料と下水道使用料の同時徴収を開始し、水道事業と一体化し利用者の利便性を図っています。平成 22 年より役場庁舎内にて日曜窓口対応を始めました。また、平成 19 年からは全国のコンビニエンスストア対応での収納取扱開始、平成 28 年 2 月からは受益者負担金についてもコンビニエンスストア対応といたしました。併せて、口座振替取扱も行っています。

下水道事業に関する情報は、広報かがみいしやホームページに随時掲載し、情報を公開する取組を進めています。下水道使用開始届は上水道使用開始届と同一とし、届出の簡素化を図っています。なお、届出は、電話やインターネットでも受け付けし遠方からでも利用しやすいようにしています。

今後もインターネット等の利用を促進し、ニーズを的確に捉えたサービスのあり方を検討していきます。

(10)職員の状況

平成 12 年に全庁的にフラット制とし下水道課と水道課の統合があり、職員の平準化を図り人件費削減を図りました。現在は上下水道課として職員 8 名が配置されています。そのうち下水道グループは職員 3 人体制で、管理職 1 名、技術職 1 名、事務職 1 名の合計 3 名で業務を行っています。専門を要する職場において、少人数で安心・安全な事業を推進するために、研修を受講するなどして職員の技術力確保することが必要となります。

第3章 経営戦略策定期間

計画期間を10年とし、平成29年度から平成38年度とします。

社会情勢、経営状況により途中（3～5年）見直しをする場合もあります。

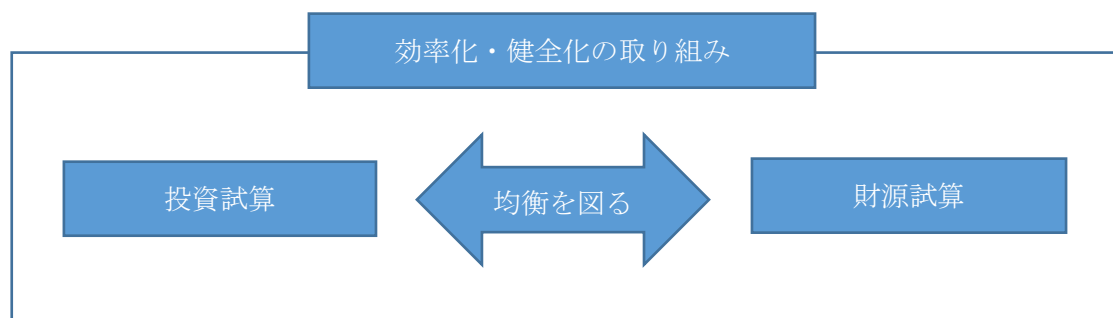
第4章 経営の基本方針

平成24年に策定された第5次総合計画において、『かわる、かがやく、牧場の朝のま
ち かがみいし』をまちの将来像とし、「復興と進化」をまちづくりの基本理念として
います。衛生的で快適な生活環境を実現するために、「阿武隈川上流流域下水道計画」
に基づく流域関連公共下水道事業を進めております。しかし、水洗化人口が増加しても
町民の節水意識の高まりや節水型機器の普及等により今後は下水道使用料の収入はほ
ぼ横ばいと見込まれます。さらに、管渠・施設等の老朽化による維持管理費の増加が見
込まれ、一般会計からの繰出金や高資本費対策に頼らざるを得ない状況が予想されます。
そのため、経営戦略を策定し、長期的な経営の安定化を目指します。

第5章 投資・財政計画

(1)投資についての説明

安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に運営するためには、管渠や下水道施
設の健全性を維持することが重要ですが、投資に多額の資金が必要となります。一方で、
節水意識、節水機器の普及等により、下水道使用料の収入は横ばいと予想されるので、
「投資試算」（施設・設備投資の見通し）と「財源試算」（財源の見通し）を均衡してい
くことが必要となります。



(2) 財源についての説明

【収益的収入】

投資に必要な主な財源は、営業収益の使用料、営業外収益の一般会計繰入金です。

使用料については、開発人口増加により水洗化人口が増加しても節水機器の普及等による有収水量の減少に伴い収入はほぼ横ばいになると見込まれます。

一般会計繰入金は、国（総務省自治財政局長）から通知される繰出基準に基づく基準内繰入と、それ以外の基準外繰入金があります。下水道事業において、雨水処理に要する費用等は一般会計が負担する経費として基準内繰入金とされており、基準外繰入金はそれ以外の収支不足の補てん等に充てられます。平成18年に分流式下水道等に要する経費が新設され、基準内繰入金の範囲が拡大されましたが、それでも基準外繰入金に頼る現状にあります。下水道事業は独立採算の原則に基づくため、本来は使用料で賄うべき経費であります。投資に充てる財源確保のために、料金改定を検討していく必要があります。なお、料金改定する場合は、将来的見通しや改定内容について慎重に判断し、利用者に対して十分な説明と理解を得ることが必要と考えています。

【資本的収入】

主な財源として国庫補助金（社会資本整備総合交付金）・企業債・受益者負担金等があります。国庫補助金は補助対象事業費の50%を見込んでいます。企業債のうち資本費平準化債については、今後の起債借入及び減価償却費を基に上限額を算出し、発行可能額内で計上しています。

第6章 経営健全化の取り組み

下水道事業では、安全で快適なサービスを持続的に提供するために下水道施設や管渠等の維持管理に多額の資金が必要となります。安定した経営のためには、財源資産（下水道使用料・受益者負担金等の財源の見通し）と投資資産（投資の所要額の見通し）との均衡を図ることが重要となります。そのために、経営健全化に取り組む必要があります。

(1) 使用料等の収入確保

下水道事業は、その事業に伴う収入によって賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制が原則です。下水道使用料・受益者負担金は財源試算であり、確実に回収することが必要です。

使用料については、大幅な人口増加は見込めず、ほぼ横ばいになる見通しです。

下水道使用者間の負担の公平性を図るとともに、下水道事業に要する経費の財源を確保するため、督促状・催告書の送付、戸別訪問等を行い収納率向上に取り組みます。また、使用料改定についても検討していきます。

(2) 水洗化促進

処理区域内での未接続家屋への水洗化促進を図ることにより、下水道使用料の増加が見込めます。水洗化工事に対し、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度の活用、実接続家屋への水洗化依頼通知、戸別訪問等を行い、水洗化促進をします。

※あっせん限度額 自宅は一戸あたり 50 万円以下
集合住宅等（貸屋・アパート） 200 万円以下

(3) 地方債残高

下水道事業の建設には巨額の資金が必要となります。利用者世代間の負担の公平を図るために地方債を借入れ償還しています。使用料収入で賄えない不足分は、資本費平準化債借入れと一般会計からの繰入金で充てています。

(4) スtockマネジメント導入による効果

施設・管渠の健全性を維持するためには多額の費用が見込まれますが、下水道施設の長寿命化対策としてStockマネジメント計画を平成 28 年度に策定しました。なお、農業集落排水事業については平成 29 年より、農山漁村地域整備交付金を活用し施設の維持管理を平準化しコスト削減を図ります。

※「Stockマネジメント」とは

持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

概ねのコスト削減額	資産の対象時期
約 10 百万円 / 年	概ね 30 年間（H29～H59 年）